黒石市いじめ問題対策審議会規則をここに公布する。

平成28年3月25日

黑石市教育委員会教育長 阿 保 淳 士

黒石市教育委員会規則第5号

黒石市いじめ問題対策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第 3項の規定に基づき、黒石市いじめ問題対策審議会(以下「対策審議会」という。) の組織・運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 対策審議会は、黒石市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に 応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議を行い、その結果を報告するものと する。
  - (1) 黒石市立小学校及び中学校におけるいじめの実態把握及び分析に関すること。
  - (2) 専門的見地からのいじめの防止等のための調査研究及び有効な対策の検討に関すること。
  - (3) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関すること。
  - (4) 重大事態の再発防止に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。 (組織)
- 第3条 対策審議会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
  - (1) 弁護士
  - (2) 精神科医又は臨床心理士
  - (3) 学識経験者

- (4) 教育関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 対策審議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、対策審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長は委員長を補佐し、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 対策審議会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 2 前項の規定にかかわらず、対策審議会が新たに組織された場合の最初の会議は、 教育長が招集する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に、意見又は説明を聞くため会議への出席又は関係書類の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 対策審議会の委員及び対策審議会に出席した者は、正当な理由なく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 対策審議会の庶務は、教育委員会指導課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、対策審議会の運営に関し必要な事項は、委員 長が会議に諮って定める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。